

議案第60号

議決事項の一部変更について（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の跨道橋（前原橋）撤去工事委託契約）

令和3年6月議会において議決を得た委託契約について（議案第93号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3契約金額中「514,890,032円」を「909,542,147円」に変更する。